

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 1 特定教育・保育施設等を利用するための支給認定の決定を行い、支給認定証を交付する。 2 特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。
③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9,10,127,135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8,9,68,74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限等) ①【情報提供の根拠】 なし ②【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第11,17,20,155,160の項 第13,19,22,157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係
②所属長の役職名	保育・幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4542
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部保育・幼稚園課 〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377 電話 046(235)4824
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和3年8月30日 時点
＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]
いつ時点の計数か	令和3年8月30日 時点
＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	二要素認証によるアクセス制限・権限管理の実施や、アクセスログ・操作ログの記録、定期的な分析の実施等により、不正に使用されるリスクへの対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	評価書名	保育所に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成28年9月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	海老名市は、保育所に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人	海老名市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあ	事後	
平成28年9月15日	I-1 ①事務の名称	保育所に関する事務	子ども・子育て支援に関する事務	事後	
平成28年9月15日	I-1 ①事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚	事後	
平成28年9月15日	II-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限等)	事後	
平成28年9月15日	II-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第8の項 行政手続における特定の個人を識別するた	番号法第9条第1項 別表第一第8,9,94の項 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ①部署	保険福祉部 子育て支援課 保育・幼稚園係	保健福祉部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園係	事後	機構改革による課名変更に伴う
平成30年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 告原 幸治	保育・幼稚園課長 安齊 浩史	事後	機構改革による課名、課長名変更に伴う
平成30年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	海老名市保健福祉部子育て支援課 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1	海老名市保健福祉部保育・幼稚園課 〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377	事後	機構改革による課名、所在地変更に伴う
平成31年4月1日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保育・幼稚園課長 安齊 浩史	保育・幼稚園課長	事後	
令和4年1月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月1日 時点	令和3年8月30日 時点	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第8,9,94の項	番号法第9条第1項 別表第一第8,9,94,101の項	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴う
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	②【別表第二における情報照会の根拠】 第8.13.16.116の項	②【別表第二における情報照会の根拠】 第8.13.16.116.121の項	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴う
令和5年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用に係る、	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴う
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第8,9,94,101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年	番号法第9条第1項 別表9,10,127,135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第8,9,68,74条	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②【別表第二における情報照会の根拠】 第8.13.16.116.121の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第12条	②【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第11,17,20,155,160の項 第13,19,22,157条	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月28日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業判断の根拠		【十分である】 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		【十分である】 二要素認証によるアクセス制限・権限管理の実施や、アクセスログ・操作ログの記録、定期的な分析の実施等により、不正に使用されるリスクへの対策を行っている。	事後	